

派生開発推進協議会の 研究会活動に関する細則

制定：2015.04.06

第1条（目的）

派生開発推進協議会の研究会は、派生開発における効果的な方法の開発や普及のための調査・研究活動を目的とした、非営利な活動とする。

第2条（活動内容）

研究会は、第1条の目的を達成するため、活動すること。

1. 研究会は、派生開発推進協議会の年度ごとに、活動を実施するものとする。
2. 研究会メンバは、派生開発推進協議会の会員で構成し、参加、脱会等は、研究会メンバの意思によって自由にできるものとする。
3. 研究会は、研究会メンバ間の互選により、リーダーを定めるものとする。
4. 研究会は、年度ごとに活動計画書を作成し、研究会評議委員会に提出し、承認を受けるものとする。

第3条（活動費用）

研究会は、活動費用として、派生開発推進協議会の会費から補助を受けることができる。

1. 活動費用を受けたい場合、第2条4.の活動計画に沿って、研究会リーダー（もしくは代行）が、研究会評議委員会に申請し審査を受けること。
2. 1.により許可された活動費用は、「派生開発推進協議会の業務および活動に伴う支払および経費精算に関する細則」に従って処理すること。
3. 活動計画外の費用については、別途予算申請の稟議書を作成し、研究会評議委員会に事前の承認を受けること。